

次世代人材育成事業 ワークショップ運営業務委託に係る事務局からの補足説明資料

令和 7 年 4 月 9 日
新潟市産業振興財団

【補足説明（事務局作成）】

No.	質 問 事 項	回 答
1	【特別講師の定義は？】 第 1 回の基調講演について、“特別講師”の定義は何ですか。 ワークショップ開催時の講師が、特別講師を兼ねることはできますか。	基調講演の“特別講師”の定義としては、仕様書に記載されている通り、今後のプログラムの方向性を示す基調講演を行う能力を有する講師であることを求めています。（費用感としては、委託費の 3 分の 1 程度）基調講演の講師とワークショップの講師は別であるケースが多いです。 （参考）令和 5 年度講師 博報堂ケトル 嶋浩一郎氏 令和 6 年度講師 一橋大学特任教授 楠木建氏 ＜参考：資料 2 業務委託仕様書 5＞
2	【個人での応募について】 個人は応募できますか？	実施要領に記載のとおり、個人での応募はできません。 ジョイントベンチャーを結成する場合にも、構成員は複数企業・複数団体からなる構成の場合のみ参加することができます。 ＜参考：資料 1 プロポーザル実施要領 3＞
3	【新潟市内事業者への加点について】 新潟市内に本社、支社、支店又は営業所等を有する企業または団体であると有利なのでしょうか？理由もあわせて教えてください。 ＜資料 1 プロポーザル実施要領（別表 1）評価基準より＞	本ワークショップは、目的達成のために幅広く、適切な知識能力をお持ちの企業・団体への業務委託を検討しております。他方、当財団（新潟市産業振興財団）は、新潟市の外郭団体であり、新潟市では、「新潟市中小企業振興基本条例」に基づき、新潟市内の中小企業の振興を目的とした活動を行っています。そのため、新潟市内の企業からの参加があった場合には、条例の趣旨を考慮し、5 点配点となっています。 ＜参考：新潟市中小企業振興基本条例＞ https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jorei/chusyo_jyourei/chusyo-shinko.html

4	【ワークショップを運営するメンバーの人数について】 ワークショップを運営するメンバーは何名必要でしょうか？	仕様書に記載のとおり、ワークショップを運営するメンバーは運営責任者、プログラム講師の最低 2 名必要です。 ＜参考：資料 2 業務委託仕様書 7＞
5	【ワークショップ受講者の上限】 プログラム受講者の人数の上限はありますか。	ワークショップを受講する人数に上限は設けておりませんが、成果指標を達成するために必要な人数を想定した上でのご提案をお願いいたします。 ＜参考：資料 2 業務委託仕様書 6＞
6	【ワークショップの受講要件、市外からの参加】 プログラム受講者の要件はありますか。市外からの参加も可能ですか。	ワークショップ受講者の要件は、「新潟市内に主たる事業所を有する企業・団体・個人」となります。上記に当てはまらない方につきましては、ワークショップへの参加はできません。
7	【会場の規模感について】 会場は事務局負担で借り上げるとのことですが、どのような規模感なのでしょうか？	昨年度は、Sea Point NIIGATA×MOYORé、NINNO3 会議室、新潟市生涯学習センター等の、50 名程度入れるセミナー室を会場として実施しました。今年度についても同程度を想定しています。
8	【ワークショップ受講申し込み先、取りまとめについて】 ワークショップ受講申込先、受講者のとりまとめは事務局でよいでしょうか。	ワークショップの受講申込先および取りまとめは、事務局（新潟市産業振興財団）が担当いたします。なお、募集活動については、受託者となる企業・団体にご協力をお願いいたします。 ＜参考：資料 2 業務委託仕様書 5＞